

■ 令和8年度 大阪府介護テクノロジー導入支援事業 Q&A 【令和8年5月25日版】

【①エントリー、交付申請について】

		Q	A
①	1	法人本部は大阪府外だが、事業所は府内に存在している場合は補助対象となるか。	補助対象となります。
①	2	障がい福祉サービス事業所・施設も補助対象となるか。	介護保険法に基づくサービスを提供する大阪府内のサービス事業所及び老人福祉法に基づく大阪府内の養護老人ホーム・軽費老人ホームが補助対象のため、障がい福祉サービス事業所・施設は対象外です。
①	3	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は対象になるか。	「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合のみ対象となります。(交付申請時に、指定書等の写しが必要)
①	4	まだサービス提供していないが申請してもよいか。	交付申請時点で指定を受け、サービスを開始していることが必要です。
①	5	他の補助金と重複して補助を受けることはできるか。	【対象経費が重複していなければ受給が可能な補助金の例】 IT補助金(デジタル化・AI導入補助金2026)などにおいて、機器の種別が異なる場合は可能です。 【重複して補助を受けることができない補助金の例】 ・介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業
①	6	過去に大阪府の補助金の交付を受けた事業所でも、再度補助を受けることは可能か。	介護テクノロジーを広く普及させるため、過去に補助金の交付を受けたことがなく、かつTAIS掲載の介護テクノロジー及びこれと機能等が同水準の機器等が未導入の介護サービス事業所を優先して選定します。 そのため、過去に大阪府の補助金の交付を受けた事業所は、抽選による優先順位は低くなります。 また、既に自己負担で TAIS 掲載の介護テクノロジー及びこれと機能等が同水準の機器等を導入している場合についても、抽選による優先順位は低くなります。詳しくは「事前エントリーの手引 4. 交付申請対象の介護事業所等の選定方法について」をご確認ください。
①	7	導入する機器(パソコンやインカムなど)の数に制限はあるか。	・利用者数に依存する機器(見守り機器等)   施設あたりの床数(利用定員)を上限とします。 ・職員数に依存する機器(インカム、情報端末、移乗支援機器(装着型)等)   実際に利用する職員数、または契約している介護ソフ

			ト・バックオフィスソフトのライセンス数を上限とします。 いずれも予備的な購入は対象としておりません。
①	8	交付申請書提出後、導入予定機器を変更することは可能か。	原則変更はできません。ただし、当該機器が交付申請書類提出後、発売中止や廃番となった場合等はこの限りではありません。
①	9	過去に見守り機器を導入しており、今回新たに Wi-Fi 環境整備のみをする場合、補助対象になるか。	Wi-Fi 環境整備のみは補助対象になりません。Wi-Fi 環境整備は、TAIS 掲載の介護テクノロジー及びこれと機能等が同水準の機器等の導入に付帯して当該年度に導入する場合に補助対象になります。
①	10	要綱第2条第2項(1)ウ②のその他機器に該当する機器のみを申請することは可能か。	可能ですが、TAIS 掲載の介護テクノロジー及びこれと機能等が同水準の機器等を導入する場合や、TAIS 掲載の介護テクノロジー及びこれと機能等が同水準の機器等と第2条第2項(1)ウ②のその他機器の機器を一緒に導入する場合と比較して、抽選による優先順位は低くなります。
①	11	みなし指定の「通所リハビリテーション」の指定通知書は何を提出すべきか。	病院に併設されている「通所リハビリテーション」は、保険医療機関の指定通知書の写しを、介護老人保険施設に併設されている「通所リハビリテーション」は、介護老人保険施設の指定通知書の写しを提出していただき、付箋等で「みなし指定」であることを記載してください。
①	13	同一敷地・建物内に「介護老人福祉施設」と「併設型短期入所生活介護」や「介護老人保健施設」と「併設型短期入所生活介護」が併設されている場合、申請は2事業所として扱うのか。	同一建物にあり、指定番号が同じであっても、サービス種別は異なるため、それぞれの人員基準や設備基準を満たさなければならず、介護給付費の届出を提出する必要がありますので、2事業所扱いとします。 一体として扱わないため、指定番号が一つであっても別々に申請してください。 ※併設型短期入所生活介護で使用する機器を、介護老人福祉施設や、介護老人保健施設の申請の中に含めることはできません。
①	14	同一敷地・建物内に「介護老人保険施設」とみなし指定の「通所リハビリテーション」が併設されている場合は、機器の申請は2事業所として扱うのか。	2事業所扱いとします。一体として扱わないため、指定番号が一つであっても別々に申請してください。 ※通所リハビリテーションで使用する機器を、介護老人保健施設の申請の中に含めることはできません。
①	15	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定又は許可はいつの時点で受けている必要があるか。	交付申請時点で介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定又は許可を受けている大阪府内所在の事業所が対象となります。 交付申請書類では、指定書の写しを添付いただく必要があります。 (養護老人ホームについては、認可書の写し、

			軽費老人ホームについては、設置届出書の受理通知の写し)
①	16	対象経費の支払時に、金額換算可能な各種ポイントが付与された場合、本補助金を申請することは可能か。	申請することはできますが、各種ポイント相当額については、「寄附金その他収入額」に計上し、対象経費の実支出額から控除するか、実支出額から控除した状態で申請してください。 なお、対象経費の支払時に付与されたポイントを今後使用する予定がない場合も同様です。
①	17	未導入、既導入の考え方は？	令和8年3月31日までに、機器を導入していた場合、「既導入」となります。 事前エントリー前の購入であっても、令和8年4月1日以降の購入であれば「未導入」となります。 なお、介護ソフト(※)を導入している場合は、その使用方法に限らず「既導入」となります。 (例) 該当するソフトを、請求のみで使用しており、記録機能は使用していない場合。等  (※) 以下全ての要件を満たすもの ●記録業務・情報共有業務・請求業務を一気通貫で行うことができるもの。(※既に導入している介護ソフト等と組み合わせると一気通貫が実現できるものも含む) ●【居宅介護支援事業所・居宅サービス事業所(介護予防含む)の場合のみ】 「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた <b>CSV ファイルの出力・取込機能</b> を有していること。 ▷ 該当する「介護ソフト」については、 <a href="#">国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果(リンク先ページ下部)</a> をご確認ください。 ●【施設系サービスの場合のみ】 科学的介護情報システム(LIFE)に掲載されている「 <b>CSV 連携仕様書(LIFE)</b> 」に準じた <b>CSV 出力機能</b> を有していること ▷ 科学的介護情報システム(LIFE)については <a href="#">科学的介護   厚生労働省</a> をご確認ください。
①	18	行政オンラインシステムにて事前エントリーの申請をしたが、ステータスが「仮受付」になっている。	原則、事前エントリーの内容に関しては、審査は行わないため、ステータスは常に「仮受付」の状態になっています。 また、事前エントリーの内容で抽選し、交付申請時に審査を行うため、誤りが判明し、交付申請不可とならないように以下について十分に注意してエントリーしてください。 ●エントリーが重複している(複数の担当者からエントリーしている) ●「補助施設一覧」で補助金の交付を受け、TAIS 掲載の介護テクノロジー及びこれと機能等が同水準の機器等

			<p>を導入した実績があるにもかかわらず、「補助金を受けたことがない」を選択している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●エントリー金額が補助上限額を超過している。</li> <li>●金額の桁誤り</li> <li>●タブレット端末等のみ、通信環境整備のみを申請している。</li> </ul>
①	19	優先順位について エントリーの総額が予算額を超過した場合は抽選を行うとありますが、どのように抽選されるのでしょうか。	「事前エントリーの手引 4. 交付申請対象の介護事業所等の選定方法について」をご確認ください。
①	20	1つの法人から複数の事業所の申請は可能か。	<p>可能です。交付申請時は、法人の申請書(1枚)に次の書類を添付し、<u>法人で取りまとめて提出</u>してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書……………事業所ごとに作成(併設事業所を申請する場合はサービス種別毎に作成)</li> <li>・所要額調書………1シートに全事業所分を記載</li> </ul>
①	21	タブレット端末、スマートフォンの購入に伴うネットワーク通信費は補助対象か。	<p>タブレット端末およびスマートフォンのネットワーク通信費(回線契約料、通信料等)は補助対象外です。</p> <p>補助対象となるのは、ネットワーク通信費を除いたタブレット端末・スマートフォン本体の経費のみとなります。</p> <p>そのため、見積書は通信費を含まない本体価格のみを記載したものとしてください。</p> <p>なお、見積書の依頼先は、携帯電話事業者、家電量販店等、いずれでも構いません。</p>
①	22	介護ソフト・バックオフィスソフトについては、職員数に応じて、補助上限額が決められているものがあるが、職員数に含めて良い職種は何か。	<p>基準条例に定める人員基準上、配置が必要とされている職種の職員を対象とします。例えば、通所介護事業所の場合は、管理者、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、介護職員が該当します。なお、職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員に限らず、ソフトの活用が見込まれる事務員等を含めて差し支えありません。</p>
①	23	一つの介護ソフト・バックオフィスソフトを導入して複数の事業所で使用する場合、所要額調書には事業所ごとに按分した額を記載すればよいか。	<p>同一法人で一つの介護ソフトを導入し、複数の事業所で使用する場合は、事業所数や職員数で按分し、事業所毎に計上してください。</p>
①	24	タブレット端末等をネットで購入する場合、申請書に添付が必要とされている見積書やカタログがないが、どうすればよいか。	<p>ネットの画面で、購入しようとするタブレットの値段、機能やサイズ等が分かる製品情報を示した画面を印刷し、添付してください。</p> <p>ただし、ポイントが付く場合、ポイント分は補助対象外となるため、 見積上であらかじめ発生するポイントを差し引いて経費の計上をしてください。</p>

			<p>なお、クレジットカードでの購入は原則認められませんので、請求書払いとしてください。</p>
①	25	申請はサービス種別ごとに必要か。	<p>法人でまとめてサービス事業所毎に補助額を計上して申請していただきます。</p>
①	26	ID の価格は職員数では変わらないが、使う PC の台数によって値段が変わる介護ソフト・バックオフィスソフトの場合、職員数に応じて変動する補助額で考えるか、一律 250 万円で考えるか。	<p>職員数に応じて変動する補助額で考えてください。</p>
①	27	要綱第2条第2項(1)ウ②のその他機器に該当する機器について、機器等の導入に付帯して必要となる経費は補助対象となっておらず、本体経費のみ対象となるが、本体経費の範囲はどこまでか。	<p><b>【令和8年5月25日更新】</b>          本体と一体不可分となる経費や本体導入するにあたり必須の経費については、本体経費として補助対象となります。</p>
①	28	「記録から情報共有、請求業務ができる(一気通貫)介護ソフト」と「タブレット入力型の記録システム」を導入する場合の申請方法を教えてください。	<p>「タブレット入力型の記録システム」については、単体では「介護ソフト」に該当せず、あくまで「一気通貫の介護ソフトの記録部分を補助するシステム」です。そのため、申請区分は「介護業務支援(介護ソフト・インカム以外)」となり、補助上限額は30万円です。</p> <p>なお、タブレット入力型の記録システムについては、契約形態(職員数や端末数に応じて必要なライセンス数変動する場合等)に関わらず、導入に付帯して必要となる経費(タブレット端末等)を含め、補助上限額は一律30万円となります。</p> <p>「介護ソフト」として申請をしないようご注意ください。          計算方法については、以下の例をご参考ください。</p> <p>(例1) 事業所において、既に「一気通貫の介護ソフト」が導入済みであり、今回の補助金を活用して、当該介護ソフトに連携する「①タブレット入力型の記録システム」と「②タブレットを3台」導入する場合。          ⇒「介護業務支援(介護ソフト・インカム以外)」として、①と②の経費の合計に4/5を乗じた金額と上限額30万円を比較して低い方が補助額となります。</p> <p>(例2) 今回の補助金を活用して、「①一気通貫の介護ソフト」と、当該介護ソフトに連携する「②タブレット入力型の記録システム」と「③タブレット10台」と、「④Wi-Fi環境を整備」する場合。          ⇒「介護業務支援(介護ソフト)」と「介護業務支援(介護ソフト・インカム以外)」の組み合わせにより、パッケージ型</p>

			導入支援となり、①、②、③、④の合計経費に4/5を乗じた金額と上限額1,000万円を比較して少ない方が補助額になります。
①	29	軽費・養護老人ホームにて介護ソフトを導入する場合について、軽費・養護老人ホームでは、介護給付費の請求を行わないが、請求まで一気通貫でできる必要があるか。	導入する介護ソフトを使用することで、軽費・養護老人ホームにおいての業務が一気通貫になれば、補助対象となります。
①	30	<p><b>【令和8年5月25日更新】</b></p> <p>記録機能のみ又は請求機能のみのソフトは単体で対象ですか。</p>	<p>記録機能のみ又は請求機能のみのソフトを<u>単体</u>で申請する場合は対象外です。</p> <p>※TAIS 上で「介護業務支援」として掲載されている場合であっても、補助対象とはなりません。</p> <p>(介護ソフト、介護業務支援、パッケージ導入型支援のいずれにおいても申請不可)</p> <p>ただし、以下の申請であれば「介護ソフト」として対象です。</p> <p>①以下の要件を満たす請求ソフトと記録ソフトを組み合わせる場合(今回申請するソフトを組み合わせる記録業務・情報共有業務、請求業務を一気通貫で行う場合)</p> <p>②今回申請するソフトと導入済みのソフトとの組み合わせる記録業務・情報共有業務・請求業務を一気通貫で行うことができる場合(※)</p> <p>(※) 以下(i)と(ii)を組み合わせる一気通貫が実現する場合、(ii)のソフトは補助対象となります。</p> <p>(i)以下の要件を満たす請求ソフト(記録ソフト)を令和8年3月31日までに導入済</p> <p>(ii)以下の要件を満たす記録ソフト(請求ソフト)を令和8年4月1日から令和9年1月31日までに導入する</p> <p>&lt;要件&gt;</p> <p><b>【居宅介護支援事業所・居宅サービス事業所(介護予防含む)の場合のみ】</b></p> <p>「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること。</p> <p>▷ 該当する「介護ソフト」については、<a href="#">国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果(リンク先ページ下部)</a>をご確認ください。</p> <p>●<b>【該当の施設系サービスの場合のみ】</b></p> <p>科学的介護情報システム(LIFE)に掲載されている「CSV 連携仕様書(LIFE)」に準じた CSV 出力機能を有していること</p> <p>▷ 科学的介護情報システム(LIFE)については<a href="#">科学的介護   厚生労働省</a>をご確認ください。</p>

①	31	<p>介護ソフトの要件として、「科学的介護情報システム(LIFE)に掲載されている<b>「CSV 連携仕様書(LIFE)」</b>に準じた <b>CSV 出力機能</b>を有していること」が必要となるサービス種別は何か。</p>	<p><b>【令和8年5月25日更新】</b> 以下サービス種別です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> </ul>
---	----	--	---

## 【②契約等について】

		Q	A
②	1	リース又はレンタルの場合、補助対象となる期間はいつからいつまでか。 また、来年度以降支払うリース料等は対象となるのか。	申請日に関わらず、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間となります。 ただし、契約日、支払日及び納品日（導入日）が令和9年1月31日以降であった場合は補助対象となりません。
②	2	リース又はレンタルの場合、期間を3年未満に設定することは可能か。	原則として3年間、機器導入後の導入効果を報告していただくことになっていきますので、リース又はレンタルの期間は満3年以上に設定してください。 （発注側からの申出がなく自動更新となる場合も3年以上となるよう契約には注意してください。）  【契約期間の例】 令和8年11月1日～令和11年10月31日の3年間。 また、導入してから3年を経過せずにリース等契約を解除された場合については、既に交付している補助金を返還していただくことがありますので、ご注意ください。
②	3	契約、導入（リース又はレンタル・工事）はいつ行えば良いか。	申請日に関わらず、契約日、支払日及び導入日が令和8年4月1日から令和9年1月31日までの期間内であることが必要です。 ただし、リース料や利用料等について、令和9年1～3月分を1月中に前倒して支払う場合や、6か月分の利用料を令和9年1月までに一括で支払う場合は補助対象となります。契約相手方とご調整ください。
②	4	製造業者の都合で今年度内に納品できない場合、補助金を受けることはできるか。	令和9年1月31日までに納品されない場合、補助金の交付を受けることができないため、速やかに府へ連絡いただき、申請を辞退願います。業者等に十分ご確認の上、補助金の申請を行ってください。

## 【③補助対象（機器等）について】

		Q	A
③	1	導入を検討している機器が補助対象かわからない。	「事前エントリーの手引【3】補助対象経費」を確認してください。
③	2	機器導入後のメンテナンス費用は補助対象になるのか。	メンテナンス費用については補助対象外です。
③	3	導入する予定の機器で、部品などを定期	消耗品（予備）は補助対象外です。

		的に交換しなければならないものがあるが、そのような消耗品は補助対象になるか。	
③	4	機器の付属品やオプション品は補助対象に含まれるか。	TAIS 掲載の介護テクノロジー及びこれと機能等が同水準の機器等について、機器の導入に付帯して必要となる経費は対象になります。 要綱第2条第2項(1)ウ②のその他機器については、機器の導入に付帯して必要となる経費は補助対象外です。ただし、Q3のとおり、予備的経費は補助対象外です。
③	5	購入形態により補助対象は異なるか。	補助額の考え方は以下のとおりです。 ・使用権の期限がないもの……全額 ・支払いが月額払いのもの……当該年度分 ・支払いが年額払いのもの……1年分 ・複数年の使用権契約のもの……複数年分 ただし、いずれの場合も令和9年1月31日までに支払いを完了させてください。
③	6	交付決定額よりも購入額が安価になり、交付決定額との差額が生じた場合、交付決定額の範囲内で、購入する機器の台数を増やしたり、別の物を追加で購入してもよいか。	当初見積額より購入額が安くなるなどで、交付決定額との差額(余り)が生じて、台数を増やしたり、別の物を追加で購入する場合は、原則変更交付申請が必要となるため、事前に大阪府にお問合せください。
③	7	・「特定施設」の指定を受けていない、「有料老人ホーム」または「サービス付き高齢者向け住宅」と同一建物にある「訪問系サービス(訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション等)」で、見守りや入浴支援等の機器を購入し、前述の施設に据え置いて使用することは可能か。 ・サービス付き高齢者住宅に併設している訪問介護事業所が、入居者に訪問介護を行うにあたり、記録業務を行うために、サービス付き高齢者住宅に Wi-Fi 設置を行う費用は対象となるか。	できません。国の実施要綱で補助対象事業所は「介護保険法に基づくサービス、軽費老人ホーム、養護老人ホーム」と限定しているため、サービス付き高齢者住宅で機器等を使用、設置を希望する場合は、「特定施設」の指定を受けていることが必要です。 また、補助対象となる「訪問系サービス」の事業所で機器等を申請する場合は、対象の事業所内で機器等を保管・管理する必要があるため、訪問時に持っていきができない機器や、指定を受けていないサ高住等に据え置く機器や、施設のWi-Fi環境を整備する経費については、補助対象外となります。
③	8	インカムは令和7年度と同じく、「その他機器等」として申請すればよいか。	令和7年度では「その他機器等」として補助対象でしたが、今年度は「介護テクノロジー等」として補助対象です。したがって、上限額内で、インカムの導入に伴って必要な経費も対象となります。 <b>パターン①</b> 「 <a href="#">福祉用具情報システム</a> 」において、「介護テクノロジー(介護業務支援)」として掲載されているインカム

			<p>→「要綱第2条第2項(1)アに該当」</p> <p><u>パターン②</u></p> <p>パターン①と機能等が同水準と大阪府知事が判断したインカム</p> <p>→「要綱第2条第2項(1)ウ①に該当」</p> <p><u>パターン③</u></p> <p>パターン①②に該当するインカムと連動することで効果が高まると判断できる「介護業務支援」や「見守り・コミュニケーション」、「介護ソフト」等を導入</p> <p>※導入する複数のテクノロジー同士の連携(データ連携等)は必須</p> <p>→「要綱第2条第2項(2)に該当」</p>
③	9	インカムは単体でも補助対象か。	「介護テクノロジー等」として補助対象です。
③	10	インカムの設定費用(アプリのインストール代や、ライセンス料)も補助対象か。	インカムとして機能するために必要な経費であれば、上限額の範囲内で補助が可能です。
③	11	ナースコールは補助対象か。	<p>ナースコールは原則補助対象外となります。</p> <p>ただし、TAIS に介護業務支援として掲載されているナースコール、もしくは、見守り機器と一体型のナースコールであれば、補助対象となります。</p> <p>なお、補助上限額は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護業務支援として掲載されているナースコール:子機の数に関わらず、30万円</li> <li>・見守り機器と一体型のナースコール:見守り機器の台数×30万円</li> </ul> <p>また、ナースコールの導入台数上限は、床数分を上限とし、床数分を超えるトイレ、浴室への設置に関しては補助対象外です。</p>
③	12	既に一気通貫となっている介護ソフトを利用している場合に、新たに別の一気通貫の介護ソフトに買い替える場合は補助対象か。	<p>対象となります。</p> <p>ただし、介護ソフトを導入している介護事業所として、新規で介護ソフトを導入する事業所と比較して抽選における優先順位は下がります。</p>
③	13	タブレット端末やPC、Wi-Fi 環境を整備するだけの場合も、補助対象となるか。 また、設置費、設置に必要な工事費(修繕費は除く)、設定費、機器説明費、保守経費等(クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策費)は補助対象か。	<p>タブレット端末や PC、Wi-Fi 環境整備、設置費、設置に必要な工事費(修繕費は除く)、設定費、機器説明費、保守経費等(クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策費)については、TAIS 掲載の介護テクノロジー及びこれと機能等が同水準の機器等を導入する場合のみ、付帯経費として計上していただくことが可能です。</p> <p>バックオフィスソフト等、要綱第2条第2項(1)ウ②のその</p>

			他機器を導入する場合は、付帯経費を計上することはできません。
③	14	本事業で導入したタブレットに、介護ソフト以外のソフトウェアをインストールして利用することは可能か。	当該タブレットは、専ら介護ソフトを利用することを想定してありますが、介護事業所等の業務効率化やサービスの質の向上の観点から、バックオフィスソフト等を利用するためであったり、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行ったりする際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えありません。ただし、バックオフィスソフトを導入する際の付帯経費としてタブレットを申請することはできません。
③	15	クラウド型の介護ソフトは補助対象か。	対象となります。
③	16	スマホやタブレット等のハードウェアに介護ソフトをインストールしているか(ハードウェアで非ASP型(オンプレミス型)のソフトを利用しているか)については、大阪府でどのように確認するのか。	実績報告書の添付書類として「事業実施状況の記録(写真等)」を提出いただきます。スマホやタブレットに介護ソフトの画面を表示した写真を添付いただき、府において介護ソフトがインストールされていること(非ASP型(オンプレミス型)のソフトを利用していること)を確認します。
③	17	導入済の介護ソフトによって記録から請求業務までが一気通貫となっている場合に、介護ソフトを使用するライセンスを追加し、それに伴ってタブレットを追加で増やしたいが、増やしたタブレットで介護ソフトを使用するためには、介護ソフト用のUSBキーを増やす必要がある。この介護ソフトのUSBキーの追加に係る経費は対象となるか。	対象となります。ライセンスの追加費用や、補助金により追加したタブレットで介護ソフトを使用するにあたり増加した介護ソフトの利用料の部分については、補助対象とします。(従来から支払っている介護ソフトの利用料の部分は対象となりません。端末の台数増加により増えた分の利用料のみ対象とします。)
③	18	付帯経費としてタブレット端末を購入する際に、付属品(キーボード、タッチペン等)は対象となるか。	一气通貫の介護ソフトを使用するために業務上必要なものであるならば、対象となります。収納用ケースや画面防護用シート等については、訪問介護員等が訪問先で介護記録をつけるにあたり、持ち運ぶために必要であるなど、業務を行う上で必要な範囲であれば対象とします。
③	19	タブレット端末等について、購入する場合は新品でなければいけないのか。中古は対象となるか。	一气通貫の介護ソフトを使用するために導入するものであれば、新品でも中古でも構いません。
③	20	職員のコミュニケーションを効率化するための有料のチャットツールを導入する場合は、対象となるか。	職員間のコミュニケーションを効率化するために導入するものであれば、介護業務支援(インカム)として対象とします。
③	21	訪問介護事業所で、障がいサービスの指定も受けているが、障がいサービスにのみ従事している職員に配布するためのタブレットは対象となるか。	障がいサービスにのみ従事している職員に配布するためのタブレットは「介護サービスの提供のために使用するもの」ではないため、対象となりません。

③	22	バックオフィスソフトは、法人から事務委託された有限会社が使う場合でも対象になるか。	事業者名義かつ事業所が使用する、介護サービスの質の向上につながるものが対象となります。
③	23	法人から事務委託された有限会社名義で導入した機器の対象となるか。	対象となりません。事業者名義であれば対象となります。
③	24	TAIS 掲載の介護テクノロジー及びこれと機能等が同水準の機器等の導入に付帯して必要となる経費も補助対象とあるが、なにが対象となるのか。	以下などが対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機器の導入に付帯して必要となる配送料、Wi-Fi 環境整備（設置費、設置に必要な工事費（修繕費は除く）、設定費、機器説明費、保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策費））。</li> <li>・ 介護テクノロジーの導入に伴って導入する PC、タブレット端末（リース・レンタル費用含む）</li> </ul>
③	25	介護ソフトの導入に付帯してデスクトップパソコンを調達する場合は対象となるか。	対象となります。
③	26	LIFE（科学的介護情報システム）に付帯して端末を調達する場合は対象となるか。	LIFE（科学的介護情報システム）は TAIS 掲載の介護テクノロジー及びこれと機能等が同水準の機器等に該当する機器ではないため、付帯する端末は対象外となります。
③	27	新しく導入する介護ソフトとあわせて「音声入力機能システム」や、「請求書を利用者へ一斉送信するシステム」を導入する場合は、どのように申請すればいいですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それらのシステム自体が、「介護業務支援（介護ソフト・インカム以外）」の定義に該当する場合は、「介護ソフトと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジー」に該当するため、「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援」として、上限額 1,000 万円の範囲内で申請してください。</li> <li>・それらのシステム自体が、「介護業務支援（介護ソフト・インカム以外）」の定義に該当しない場合は、介護ソフトの導入に付帯して必要となる経費として、介護ソフトの上限額（職員数に応じた上限額等）の範囲で、介護ソフトと共に計上してください。</li> <li>・既に介護ソフトを導入している場合で、それらのシステムを導入する場合は、「介護業務支援（介護ソフト以外）」の定義に該当する場合は、上限額 30 万円/1 台の範囲で補助を可能とし、定義に該当しない場合は補助対象外となります。</li> <li>・それらのシステムが「介護業務支援（介護ソフト・インカム以外）」に該当するかについて判断に迷う場合は、予め大阪府までご相談ください。</li> </ul>

#### 【④導入後について】

		Q	A
④	1	実績報告は、どのような様式で、いつまでに行わなければならないのか。	<p>交付決定後に各申請者あて依頼を行います。</p> <p>なお、令和8年4月1日以降において、交付決定前に全ての支払いが完了している場合は、交付決定通知後、速やかに提出してください。</p> <p>&lt;予定&gt;導入する全ての機器の購入・リース代金の支払いが完了してから20日以内、もしくは2月20日（消印有効）までにHPに掲載している実績報告様式一式を府に郵送で提出。（様式は後日HPにアップします。）</p> <p>補助金の支払いについては、実績報告書類の審査後、3月31日までに府から指定の口座に振込み。</p>
④	2	本補助事業を活用して導入した介護テクノロジーを1年間使用しましたが、その後、事業所の都合で使用しないことは可能か。	<p>本補助金は、原則として3年以上当該機器を使用することが条件です。</p> <p>なお、導入した機器を処分する場合は、別途手続（財産処分）が必要な場合があります。（QA5参照）</p>
④	3	特別養護老人ホームで補助金を受けて導入した介護テクノロジー等について、併設の通所介護事業所で利用したいと考えているが、どうすればよいか。	<p>原則として補助を受けた施設以外では使用することはできません。</p> <p>したがって、併設の通所介護事業所で利用する機器については、別途通所介護事業所として申請する必要があります。</p>
④	4	導入した介護テクノロジー等が故障した場合はどうなるのか。	<p>修理費用が発生しても、補助対象とはなりません。修理が困難、修理費用が高額等のため処分する場合は、別途手続（財産処分）が必要です。事前に大阪府にご相談ください。</p>
④	5	補助金を受けて導入した介護テクノロジー等を処分する場合の手続は？	<p>交付要綱及び交付決定に付す条件のとおり、財産処分手続が必要となります。</p> <p>交付要綱第7条1項5号に「補助事業により導入した単価30万円以上の介護テクノロジー等については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。」と規定があります。</p> <p>また、同条1項10号で「違反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、それを返還すること。」と定められていますので、ご注意ください。</p> <p>なお、処分する場合は、同項6号により、「処分することにより収入があった場合には、その全部又は一部を大阪府に納付させることがある」と定められていますので、事前に必ず大阪府へご相談ください。</p>

④	6	契約書を作成していないが、契約の有無が確認できる書類はどうすればよいか	<p>契約書の代わりとして発注書や、購入の意思を相手方に伝える書類の写しでも提出可能です。なお、発注書等の書類には下記の内容が記載されているか確認してください。</p> <p>①発注日、②購入する法人名、③相手方（機器の代理店など）の名前、④機器名、⑤台数、⑥納入期限、⑦購入金額（消費税額がわかるようになっており、付属品等がある場合は内訳がわかるもの）</p>
④	7	補助金で導入した「導入した機器の写真」について、同一機器を複数台導入した場合は、1台分だけでよいか。また、「Wi-Fi環境整備」の写真は何を撮影すればよいか。	<p>補助金の実績報告に基づく検査を行うため、すべての機器の設置・保管している状態がわかる写真を添付してください。特に「Wi-Fi環境整備」については、アクセスポイントの設置1カ所以上の写真、または、工事を実施したことが確認できる1部分以上の写真を添付してください。</p> <p>なお、配線工事の工事箇所等は不要です。</p>
④	8	「SECURITY ACTION」の宣言はどのようにすればよいか。	<p>原則、申請事業所等のサービス種別毎に下記URLから手続を確認し、宣言してください。</p> <p><a href="https://www.ipa.go.jp/security/security-action/mark/index.html">https://www.ipa.go.jp/security/security-action/mark/index.html</a></p> <p>（補足）SECURITY ACTION について</p> <p>独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する中小企業・小規模事業者等自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <p>（1）事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、「法人」ではなく便宜上「個人事業主」の区分を選択して、以下の2パターンのどちらかで申し込んでください。</p> <p>&lt;パターン1&gt; 事業所or施設が所属する法人名を登録しておきたい場合</p> <p>代表者名(姓):事業所or施設が所属する法人名 代表者名(名):事業所or施設の名称 屋号:(記入しない)</p> <p>&lt;パターン2&gt; 事業所or施設の代表者名を登録しておきたい場合</p> <p>代表者名(姓):事業所or施設の代表者の姓 代表者名(名):事業所or施設の代表者の名 屋号:事業所or施設の名称</p> <p>（2）SECURITY ACTION自己宣言の確証として、SECURITY ACTION申込時にメールで返送された「自</p>

			<p>己宣言IDのお知らせ」を保管しておくようにしてください。 実績報告時にメールを印刷したものを提出いただきます。</p> <p>万一、該当メールを紛失した場合は、SECURITY ACTION事務局に自己宣言IDを照会する問合せを行い、その回答メールを代替とすること。</p> <p>&lt;参考&gt;SECURITY ACTION事務局への問合せ方法 SECURITY ACTIONのお問い合わせフォーム(※)で「自己宣言をしているか忘れた、自己宣言IDを忘れた」を選択し、必要事項を入力してお問い合わせする。</p> <p>(※) <a href="https://info.ipa.go.jp/form/pub/inquire/sa-ing">https://info.ipa.go.jp/form/pub/inquire/sa-ing</a></p> <p>なお、自己宣言ID・登録状況の照会は自己宣言事業者(ご担当者様)ご本人より行ってください。</p>
④	9	<p>補助金交付要綱第4条9項において、「LIFE による情報収集に協力すること。」とあるが、具体的にどうすればよいか。</p>	<p>居宅基準省令第3条第4項にて、指定居宅サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報等を活用し、サービスの質の向上に努めなければならないことが定められました。この場合、科学的介護情報システム(LIFE)に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいとされており、今後活用を検討されておれば、申請時点でLIFEの利用申請をしていることを求めるものではありません。</p> <p>なお、施設サービス(※)事業所、地域密着型サービスにおける地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が介護ソフトを申請する場合については、厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、「<a href="#">科学的介護情報システム(LIFE)について</a>」に掲載されている「CSV連携仕様書(LIFE)」に準じたCSVファイルの出力機能を有していることが確認できるものであることが要件とされています。</p> <p>(※)施設サービスとは介護福祉施設サービス、介護保険施設サービス及び介護医療院サービスをいいます。</p>

## 【⑤ケアプランデータについて】

		Q	A
⑤	1	<p>ケアプランデータの連携について、「利用を開始すること」となっているが、どのように確認するのか。</p>	<p>実績報告時に、「ケアプランデータ連携システム」へログイン後のトップページ画面の写真またはスクリーンショット等で確認します。<a href="#">(ケアプランデータ連携システム操作マニュアル 6 ページ目の画像参照)</a></p>
⑤	2	<p>ケアプランデータを解約したらどうなるか。</p>	<p>現時点で、解約した場合の規定はありませんが、生産性向上の趣旨をご理解いただき、継続をお願いします。また、本</p>

			補助金は、当該介護テクノロジー等を導入後、3年間の導入効果報告義務が発生することにもご留意願います。
--	--	--	--